○国土交通省告示第八百十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十二年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年八月二日

国土交通大臣　前原　誠司

一　科沢三

次に掲げる土地に存する標柱一号から四十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山形県東田川郡庄内町科沢

字滝ノ沢

一〇七番一　一号及び四十三号

一一〇番　二号及び四十二号

一〇八番一地先水路敷　四十号

字東山

二四番　三号

一七番一　四号から七号まで、三十八号、三十九号及び四十一号

一七番二　八号

一七番四　九号から十二号まで

一七番六　十三号

一七番八　十四号

一七番一九　十五号

一一番四〇　十六号、三十号及び三十一号

一四番三六　十七号

一四番三四　十八号及び十九号

一四番三四　二十号及び二十一号

一四番一四　二十二号及び二十三号

一一番一四　二十四号

一一番二五　二十五号

一一番二六　二十六号から二十九号まで

一一番三九　三十二号

一一番三三　三十三号

一一番四三　三十四号

一一番二一　三十五号及び三十六号

一七番三　三十七号

○関東地方整備局告示第三百十七号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十二年八月二日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　登録建築物調査機関の名称

財団法人神奈川県建築安全協会

二　住所

神奈川県横浜市中区元浜町三丁目21番2号

三　代表者氏名

会長　花方　威之

四　登録年月日

平成二十二年八月一日

五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地

財団法人神奈川県建築安全協会本部　神奈川県横浜市中区元浜町三丁目21番2号

○関東地方整備局告示第三百十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十二年八月二日

関東地方整備局長　菊川　滋

別表の指定番号四の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中

「イ　相模原本店　神奈川県相模原市南区相模大野七丁目八番十号
ハロ　川崎支店　神奈川県川崎市中原区新丸子町九百十五番地
横浜支店　神奈川県横浜市中区尾上町四丁目五十七番地」

を、

「イ　相模原本店　神奈川県相模原市南区相模大野七丁目八番十号
ハロ　川崎支店　神奈川県川崎市中原区新丸子町九百十五番地
相模原支店　神奈川県相模原市南区相模大野七丁目八番十号
川崎支店　神奈川県川崎市中原区新丸子町九百十五番地
横浜支店　神奈川県横浜市中区尾上町四丁目五十七番地
ニハロ　小田原営業所　神奈川県小田原市荻窪三百六十二番地」

に改める。

○中部地方整備局告示第百十一号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、平成二十二年七月十五日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成二十二年八月二日

中部地方整備局長　富田　英治

建築基準法第68条の26第1項の規定に基づき、同法施行令第35条第1項の規定に適合：接触ろ床方式

製造者の住所・氏名	工場の所在地及び名称	認定番号	浄化槽の名称
愛知県名古屋市千種区今池四丁目1番4号　フジクリーン工業株式会社 代表取締役社長　渡辺　喜一	北海道札幌市西区発寒十五条十三丁目4番60号　札幌ボデー工業　株式会社 北海道赤平市字赤平651番地2　札幌ボデー工業　株式会社赤平工場	5—10—H—007	フジクリーン　CE—25型
	栃木県那須郡那須町大字高久甲2691—2　フジクリーン工業株式会社　那須工場	〃　007—1	〃　CE—28型
	栃木県下野市中大領308—2　株式会社　前田工業	〃　007—2	〃　CE—30型
	愛知県みよし市福谷町根浦27—340　フジクリーン工業　株式会社　三好工場		
	岐阜県加茂郡川辺町鹿塩字梶屋敷525—1　フジカ化成　株式会社		
	愛媛県松山市住吉一丁目7番15号　関西運送　株式会社		
	福岡県飯塚市穎分1471—7　フジクリーン工業　株式会社　飯塚工場		

○近畿地方整備局告示第百八十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年八月二日から二週間一般の縦覧に供する。

近畿地方整備局長　上総　周平

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　九号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
南丹市八木町八木西町裏五四番八から同市八木町八木杉ノ前四二番一まで	前	一〇・八〇メートル～一二・四〇メートル	〇・一九七キロメートル
	後	一〇・八〇メートル～一六・〇〇メートル	

㈣　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所